

国指定中海鳥獣保護区
指定計画書(区域の拡張)
(案)

平成16年9月29日

環境省

1 保護に関する指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

中海鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

鳥取県米子市と島根県安来市との境界と中海の平均水位の水際線(以下「海岸線」という。)との交点を起点とし、同所から海岸線を北西に進み八尋鼻に至り、同所から海岸線を西に進み十神山の北西端に至り、同所から同所と亀島埋立地北東端を結んだ直線を北西に進み亀島埋立地北東端に至り、同所から海岸線を西に進み伯太川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南に進み新飯島橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸を北に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を西に進み吉田川河口右岸北端に至り、同所から西に進み同川河口左岸北端に至り、同所から海岸線を北西に進み飯梨川河口右岸に至り、同所から同川右岸の堤防法線を南に進み東赤江大橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸の堤防法線を北に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を南西に進み田頼川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南に進み渡り橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸を北に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を西に進み意宇川河口右岸に至り、同所から同川右岸を北西に進み意宇橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸を北東に進み同川河口左岸に至り、同所から海岸線を北に進み大橋川河口右岸に至り、同所から同川右岸を 2,625 メートル西に進み同川右岸と同川右岸の水門との交点に至り、同所から大橋川を真北に横断し、同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を 600 メートル東に進み同川左岸と同川左岸の水路との交点に至り、同所から同水路を北に進み島根県道本庄福富松江線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み水路との交点に至り、同所から水路を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北東に進み大海崎鼻に至り、同所から海岸線を北に進み和名鼻突堤北端に至り、同所から海岸線を北及び南に進み係留施設の北端に至り、同所から和名鼻突堤南端を結んだ直線を西に進み和名鼻突堤南端に至り、同所から江島の北西端を結んだ直線を南東に進み江島の北西端に至り、同所から森山堤東端を南西に横断し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南に進み馬渡堤北端に至り、同所から海岸線を南西に進み県道八束松江線道路改良計画地との交点に至り、同所から同道路改良計画地海岸線を西及び南に進み大海崎堤北東端に至り、同所から大海崎堤を南東に横断し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東に進み馬渡堤南端に至り、同所から海岸線を北東に進み江島東端に至り、同所から海岸線を北西に進み江島大橋南端から沖合 50 メートルの交点に至り、同所から同橋沖合 50 メートルを北東に進み同橋東端から沖合 50 メートルの交点に至り、同所から海岸線を南東に進み同海岸線との点(北緯 35 度 26 分 37.7 秒、東経 133 度 17 分 24.4 秒)に至り、同所から北東に進み粟島神社境内地との交点に至り、同所から北東に進み車道との交点に至り、同所から同道路を南東に進み粟島神社境内地西端に至り、同所から粟島神社境内地を南西に進み同海岸線との点(北緯 35 度 26 分 35.1 秒、東経 133 度 17 分 30 秒)に至り、同所から海岸線を東に進み米子港西側ふ頭南端に至り、同所から湊山公園区域北西端を結んだ直線を東に進み湊山公園区域北西端に至り、同所から海岸線を東に進み湊山公園区域界との交点に至り、同所から湊山公園北側区域界を東に進み県道米子境港線との交点に至り、同所から同道路を南東に進み同公園道路との交点に至り、同所から同道路を 130 メートル西に進み湊山公園区域界との交点に至り、同所から同公園区域界を南に進み同公園道路との交点に至り、同所から同公園道路を東に進み市営湊山球場東端に至り、同所から同道路を南に進み国道 9 号線との交点に至り、同所から同道路を南に進み深浦橋に至り、同所から同橋を経て新加茂川左岸を南西に進み同川河口に至り、同所から海岸線を南に進みゆうなぎ橋に至り、同所から同橋を経て国道 9 号線との交点に至り、同所

から同道路を南に進み江淵橋に至り、同所から同橋を経て海岸線を西に進み起点に至る線により囲まれた区域の中海干拓地の区域及び彦名干拓地の区域(米子水鳥公園の区域を除く。)を除く区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで(10年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖である。日本海から流入する海水の影響で、塩分濃度が海水の約半分と高いため、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有する。

このような自然環境を反映して、ガンカモ類をはじめ、200種以上の鳥類が生息し、特に、ガンカモ類は毎年75,000羽以上が渡来する国内最大級の渡来地であり、また、コハクチョウは毎年1,000羽以上が渡来し、日本の集団渡来地の南限でもある。さらに、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B類のオジロワシ、ツクシガモ、ヘラシギ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。

このように、当該区域はコハクチョウをはじめ多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

管理方針

- ・ 鳥類のモニタリング調査等を通じて区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥類を驚かすような人の不用意な行動等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 指定の理由

当該区域は、渡り鳥の渡来地として重要であることから、引き続き、国指定鳥獣保護区の存続期間を更新し、かつ区域を拡張するものである。

3 指定する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8,724 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	— h a
農耕地	5 7 h a
水 面	6 , 6 7 0 h a
その他	1 , 9 9 7 h a

イ 所有者別内訳

国有地 1 , 9 2 8 h a

国有林	林野庁所管 — h a 文部科学省所管 — h a	制限林 — h a 普通林 — h a	保安林 — h a
			砂防指定地 — h a
			その他 — h a
国有林以外の国有地（所管別に記載）		農林水産省所管	1 , 9 2 8 h a

地方公共団体有地 2 h a	都道府県有地 — h a
	市町村有地等 2 h a

私有地等 1 2 5 h a
 公有水面 6 , 6 6 9 h a

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 — h a	自然環境保全地域特別地区 — h a
	自然環境保全地域普通地区 — h a
自然公園法による地域 — h a	特別保護地区 — h a
	特別地域 — h a
	普通地域 — h a
文化財保護法による地域 — h a	

4 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海とつながる汽水湖である。

イ 地形、地質等

当該区域は、水域面積が約92平方キロメートルで、日本で5番目に面積の大きい湖であ

る。元は海であった場所であり、弓ヶ浜砂州の発達等により閉鎖的な水域となった海跡湖である。水深は、最深部で6から7m内外で大部分は3から4mと浅い。

ウ 植物相の概要

当該区域は、塩分濃度が海水の約半分と高いことから、アオサ、アオノリ、ウミトラノオ、オゴノリ、ムカデノリ、カタノリ等の多種の海藻類が生育している。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、コハクチョウのほか、マガン、キンクロハジロ、ホシハジロ等のガンカモ類、ハマシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類、オジロワシ等の猛禽類等が確認されている。また、魚類では、スズキ、ボラ、コノシロ等の生息が確認され、貝類では、ホトトギスガイ、ムラサキガイ、マガキ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該保護区内においては、農林水産物への被害は発生していないが、周辺農地においては、ヌートリア、カラス等による農作物への被害が報告されている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規程による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	20本
案内板	3基